

◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和4年5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
上越市ファームセンター	上越市大字本新保 564番地	多目的ホール 第1会議室 (旧第1会議室(和室))	440.00 49.60 (旧50.00)	令和4年5月11日
リージョンプラザ上越	上越市下門前446番地2	コンサートホール インドアスタジアム	568.80 (旧568.00) 2,812.00	令和4年5月11日
上越市ラーバンセンター	上越市大和6丁目3番30号 (旧上越市大和6丁目3-30)	多目的ホール 第2研修室及び第3研修室	380.00 79.00	令和4年5月11日
菱里地域生涯学習センター	上越市安塚区円平坊941番地 (旧上越市安塚区円平坊941)	体育館 (旧集会室)	791.00	令和4年5月11日
上越市大島多目的ホール	上越市大島区大平3860番地 (旧上越市大島区大平3860)	大ホール(ステージを含む。)	1,080.00	令和4年5月11日
大島若者交流会館	上越市大島区大平5137番地1 (旧上越市大島区大平5137-1)	多目的ホール	150.30	令和4年5月11日
上越市柿崎体育館	上越市柿崎区直海浜1155番地	体育館 会議室 トレーニングルーム	498.00 (旧497.97) 25.92 110.00	令和4年5月11日